

函館市火災予防条例の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

本市では、消防法に基づき、火を使用する設備およびその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造および管理の基準等について、函館市火災予防条例で定めています。

このたび、条例の制定に関する基準である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号。以下「省令」という。）が改正され、蓄電池設備に係る基準および固体燃料を使用した火気設備の離隔距離について見直しが行われました。

また、総務省消防庁が示す火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例（例）」という。）について、省令の改正に伴う改正が行われるとともに、キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検および整備に支障のない距離を保つこととする改正ならびに火を使用する設備等の届出の対象から蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととする改正が行われました。

（これらの改正は、総務省消防庁が設置した検討部会における検討結果を踏まえて行われたもので、令和6年1月1日に施行されます。）

本市では、省令の改正に伴い、および条例（例）の改正を踏まえ、函館市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 蓄電池設備に係る改正事項について

ア 蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさである蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めます。また、規制対象から除く蓄電池設備について、定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものから、蓄電池容量が10キロワット時以下

のものおよび蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものに改めます。

イ 開放形鉛蓄電池を用いたもの以外のものについては、耐酸性の床等に設けなくてもよいこととします。

ウ 屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の侵入防止措置の講じられた筐体に収められたものとするればよいこととします。

エ 屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がありますが、一定の要件を満たした場合には不要としており、不要とする要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加します。

(2) 燃料電池発電設備，変電設備，内燃機関を原動力とする発電設備，蓄電池設備に係る改正事項について

建築物等の部分との間に換気，点検および整備に支障のない距離を保つことについて，基本的な安全対策を目的とした規定であり，キュービクル式のものに限定して求めるべきものではないことから，共通的に求める措置とします。

(3) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に係る改正事項について

木炭を燃料とする厨房設備（炭火焼き器）の離隔距離に関する基準を新たに定めます。

(4) 蓄電池設備の設置等の届出に係る改正事項について

特に火災危険性が高いものの設置状況をあらかじめ把握することを目的としたものであることから，相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備は，届出を要しないこととします。

3 施行期日

令和6年1月1日を予定しています。